

令和2年度第4回南部町介護保険運営協議会	
令和3年1月21日(木) 午後6時～	資料2

議事 2

第8期南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画
期間中の介護サービス量等の見込みと保険料に
ついて(2回目)

議事 2

第8期南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画期間中の介護サービス量等の見込みと保険料について（2回目）

※第8期南部町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（計画素案）より抜粋

1 介護給付費等の見込み

要介護認定者数の推移や介護サービス利用者の増加などを踏まえ、また、介護予防事業の効果や各種アンケート調査の結果なども勘案し、算出しました。

介護報酬改定率は、+0.70%（うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価が0.05%（令和3年9月末までの間）とされており、改定率の3か年平均の影響として算定した+0.67%として算出しました。

第8期計画期間中における利用量の動向を踏まえた介護給付費等は、緩やかではありますが、増加する見込みです。

単位：円

項目	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
(1) 標準給付費			
総給付費	2,631,959,000	2,663,585,000	2,685,723,000
特定入所者介護サービス費等給付費 (財政影響額調整後)	87,996,885	82,790,296	82,796,405
高額介護サービス費等給付費 (財政影響額調整後)	70,529,778	70,294,667	70,294,667
高額医療合算介護サービス費給付費	7,200,000	7,200,000	7,200,000
審査支払手数料	2,201,000	2,201,000	2,201,000
(2) 地域支援事業費			
地域支援事業費	109,520,000	115,868,790	117,290,198
合計	2,909,406,663	2,941,939,753	2,965,505,270
第8期計画期間中の合計	88億1685万1686円		

■ 特定入所者介護サービス費等給付費

介護施設での食費・居住費について、低所得者の負担上限額との差額を給付で補うための経費

■ 高額介護サービス費等給付費

介護サービスに対する自己負担が高額となった場合の負担軽減のための経費

■ 高額医療合算介護サービス費等給付費

医療と介護の両方を合わせた自己負担が高額となった場合の負担軽減のための経費

■ 審査支払手数料

国保連合会に委託している介護給付費請求書の審査及び支払事務の手数料

■ 地域支援事業費

高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供する事業事務の手数料

2 第8期の保険料基準額

はじめに今後3年間の標準給付費⑥、地域支援事業費⑨の合計Iに第1号被保険者負担割合(23%)を乗じて、第1号被保険者負担分相当額を求めます。

次に本来の交付割合による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付金見込額の差(Ⅲ-Ⅳ)、町の財政安定化基金への償還金Vを加算し、基金取崩額VIを差し引きます。

この保険料収納必要額を予定保険料収納率と被保険者数、月数で割ったものが第1号被保険者の保険料基準額となります。

国は、消費税増税による家計への影響などを踏まえ、所得水準の低い層の料率(保険料基準額に対する負担割合)を下げることを目的に、市区町村に交付金を交付し、負担軽減を図ります。さらに町では、余剰金を積み立てていた介護給付費準備基金を活用し、保険料基準月額の上昇を抑制し、保険料負担の軽減を図ります。

項目		金額
標準給付費⑥+地域支援事業費⑨	I	88億1685万1686円
第1号被保険者負担分相当額 (I×23.0%)	II	2,027,875,888円
調整交付金相当額	III	431,652,585円
調整交付金見込額 (減額)	IV	751,250,000円
財政安定化基金償還金 ※1	V	0円
介護給付費準備基金取崩額 (減額)	VI	95,500,000円
保険料収納必要額 (II+III-IV+V-VI)	VII	16億1277万8473円

※1 本町は財政安定化基金からの借り入れを行っていないため、償還金(基金への返済)はありません。

項目		金額
保険料収納必要額	VII	16億1277万8473円
予定保険料収納率	VIII	98.0%
所得段階別加入割合補正後の被保険者数 ※2	IX	18,532人
第8期の第1号被保険者の保険料基準額 H÷I÷J÷12か月	X	7,400円

※2 第1号被保険者保険料に不足を生じないように、所得段階ごとに人数と保険料率を乗じた数の合計を被保険者数とみなして基準値を算定します。

3 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者（65歳以上）の保険料は、所得段階に応じた額となります。この保険料は、基準月額をもとに低所得者の負担が重くなり過ぎないように、所得に応じて9段階に調整されます。

■ 第1号被保険者の保険料

区分	住民税		所得の状況	第8期	
	世帯	本人		負担率	保険料
第1段階	全員が非課税	非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 本人の課税年金収入等が80万円以下	基準額 ×0.30	26,640円 (月額 2,220円)
第2段階			本人の課税年金収入等が80万円を超え 120万円以下	基準額 ×0.50	44,400円 (月額 3,700円)
第3段階			本人の課税年金収入等が120万円超	基準額 ×0.70	62,160円 (月額 5,180円)
第4段階			本人の課税年金収入等が80万円以下	基準額 ×0.90	79,920円 (月額 6,660円)
第5段階 (基準額)			本人の課税年金収入等が80万円超	基準額 ×1.00	88,800円 (月額 7,400円)
第6段階	世帯員に課税者がいる	課税	本人の合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.20	106,560円 (月額 8,880円)
第7段階			本人の合計所得金額が120万円以上 210万円未満	基準額 ×1.30	115,440円 (月額 9,620円)
第8段階			本人合計所得金額が210万円以上 320万円未満	基準額 ×1.50	133,200円 (月額 11,100円)
第9段階			本人の合計所得金額が320万円以上	基準額 ×1.70	150,960円 (月額 12,580円)

※消費税引き上げにより、社会保障の充実に伴う介護保険法が改正され、住民税非課税世帯の保険料軽減強化が行われています。

保険料率は国・県・町からそれぞれ公費を投入し、第1段階は0.45から0.30、第2段階は0.75から0.50、第3段階は0.75から0.70に軽減します。

【参考 1】 保険料基準額の内訳

区 分	第 7 期		第 8 期	
	金額	構成比	金額	構成比
総給付費 ②+③+④ ①	6,594 円	89.1%	6,956 円	88.7%
居宅サービス ②	3,386 円	45.8%	3,451 円	44.0%
居住系サービス ③	1,306 円	17.6%	1,525 円	19.5%
施設サービス ④	1,902 円	25.7%	1,981 円	25.3%
その他給付費 ⑤	506 円	6.8%	520 円	6.6%
地域支援事業費 ⑥	300 円	4.1%	362 円	4.6%
財政安定化基金 ⑦	0 円	0.0%	0 円	0.0%
市町村特別給付費等 ⑧	0 円	0.0%	0 円	0.0%
保険料収納必要額 (①+⑤+⑥+⑦+⑧) ⑨	7,400 円	100.0%	7,838 円	100.0%
財政安定化基金取崩額 ⑩	0 円	0.0%	438 円	5.6%
保険料基準額 (⑨ - ⑩) ⑪	7,400 円	100.0%	7,400 円	94.4%

※金額、構成比は端数処理のため、合計に一致しないところもあります。

【参考 2】 将来推計

高齢者人口及び要介護等認定者数の将来推計を踏まえ、現状の介護給付費の伸びをもとに試算すると、下記のとおりとなります。

年 度	区 分	保険料基準額
2025 年度 (令和 7 年度)	団塊の世代が 75 歳以上の高齢者となる	8,296 円
2040 年度 (令和 22 年度)	団塊ジュニア世代が 65 歳以上の高齢者となる	10,474 円